

平成30年4月19日
於
府中市立教育センター

平成30年第4回

府中市教育委員会定例会議事録

府中市教育委員会

平成30年第4回府中市教育委員会定例会議事録

- 1 開 会 平成30年4月19日(木)
午後2時00分
閉 会 平成30年4月19日(木)
午後4時20分
- 2 議事録署名員
教育長 浅 沼 昭 夫
委 員 齋 藤 裕 吉
- 3 出席者
教育長 浅 沼 昭 夫 委 員 崎 山 弘
委 員 齋 藤 裕 吉 委 員 那 須 雅 美
委 員 松 田 努
- 4 欠席者
なし
- 5 出席説明員
教育部長 関 根 昌 一 文化スポーツ部長 五味田 公 子
教育部次長兼学務保健課長 堀 江 幸 雄 文化スポーツ部次長兼スポーツ振興課長
教育部副参事兼指導室長 伊 藤 聡 文化生涯学習課長 古 田 実
教育総務課長 佐々木 和 哉 ふるさと文化財課長 江 口 桂
教育総務課長補佐 遠 藤 公巳明 ふるさと文化財課長補佐 大 川 享
学校施設課長 山 田 英 紀 市史編纂担当主幹 英 太 郎
学校施設課長補佐 藤 原 英 行 スポーツ振興課長補佐 青 木 達 也
給食センター所長 時 田 浩 一 図書館長 酒 井 利 彦
指導室長補佐 鈴 木 正 憲 図書館長補佐 青 木 眞 輝
統括指導主事 田 村 貴代美 美術館副館長 相 馬 修 央
統括指導主事 吉 田 周 平 美術館副館長補佐 志 賀 秀 孝
指導主事 國 廣 淨 和
指導主事 田 中 繁 広
指導主事 進 藤 智 洋
- 6 教育委員会事務局出席者
教育総務課係長 矢 島 彩 子
教育総務課主任 元 村 考 呂
教育総務課事務職員 松 本 万衣子

議 事 日 程

第 1 議事録署名員指名について

第 2 会期決定について

第 3 議 案

第 2 7 号議案

府中市教育委員会の新表章制度について

第 2 8 号議案

平成 3 1 年度使用教科用図書採択に関する方針について

第 2 9 号議案

府中市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

第 3 0 号議案

府中市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

第 3 1 号議案

府中市郷土の森博物館条例施行規則の一部を改正する規則

第 3 2 号議案

府中市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

第 3 3 号議案

府中市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則

第 3 4 号議案

府中市美術館条例施行規則の一部を改正する規則

第 3 5 号議案

府中市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

第 3 6 号議案

府中市立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

第 3 7 号議案

府中市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する規程

第 4 報 告 ・ 連 絡

- (1) 平成 3 0 年度の府中市給付奨学生及び貸付奨学生の認定状況等について
- (2) 平成 3 0 年度児童・生徒数報告集計表について
- (3) 平成 3 0 年度府中市立学校（園）教育課程届出の概要について
- (4) 寄附の採納及び感謝状の贈呈について
- (5) 国史跡武蔵国府跡（国司館地区）史跡広場プレオープンのお知らせについて

- (6) 平成30年度ふるさと府中歴史館くらやみ祭展「くらやみ祭の歴史と民俗」の開催について
- (7) 市史編さん刊行物の発行について
- (8) 平成30年度府中市立小中学校美術鑑賞教室の実施について
- (9) 企画展「長谷川利行展」の開催について

第5 その他

第6 教育長報告

第7 教育委員報告

午後2時00分開会

教育長（浅沼昭夫君） ただいまより、平成30年第4回府中市教育委員会定例会を開会いたします。

教育長（浅沼昭夫君） 日程第1、議事録署名員指名につきまして、本日の議事録署名員は、私のほか齋藤委員にお願いいたします。

教育長（浅沼昭夫君） 日程第2、会期の決定でございますが、会期は本日1日といたします。

傍聴許可

教育長（浅沼昭夫君） 傍聴希望者がおりますので、許可してよろしいでしょうか。
（「はい」の声あり）

第27号議案 府中市教育委員会の新表彰制度について

教育長（浅沼昭夫君） 日程第3、第27号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） それでは第27号議案「府中市教育委員会の新表彰制度について」、お手元の議案に基づきご説明させていただきます。

新表彰制度案を作成するにあたり、平成29年度より教育委員会表彰あり方検討委員会を立ち上げ、4回にわたり会議を開催し、検討を行いました。本議案については、教育委員会表彰あり方検討委員会からの報告に基づき作成したものとなっております。なお、当該委員会では校長会から意見を聴取し、学校の状況を考慮した新表彰制度となるよう留意しております。

1ページをご覧ください。1「目的」でございますが、「府中市教育委員会では、府中市の教育文化の振興発展に貢献し、その功績の顕著なもの及び他の模範とするに足る成績又は行為のあったものに対し、表彰を行っているが、特別職等の表彰、職員の表彰、児童・生徒の表彰、個人・団体の表彰及び記念品について、現在の課題を解消し、より一層、受賞者の活動の励みとなる表彰とする」ものでございます。

2「児童・生徒の表彰」の（1）目的につきまして、「表彰と活動奨励賞に区分し、表彰は、功績の顕著なもの及び他の模範とするに足る成績又は行為のあったものに対して行うのに対し、活動奨励賞は、日頃の活動への奨励を目的として行うもの」とします。

（2）種別につきまして、簡単にご説明申し上げます。ア「有益な調査、研究、発明又は工夫考案をした者」、及びエ「その他教育委員会が表彰するのが適当であると認める成績又は行為のあった者」として、スポーツ活動や文化活動で功績をあげた者は、従来公的機関の主催又は後援のある大会でなければ表彰対象でなかったところ、公的機関の主催または後援がなくても活動奨励賞の対象とするものでございます。表彰の基準は変更せず希少性は保ちつ

つ、活動奨励賞として裾野を広げることで活動への奨励を図るものとなっております。

イ「特に他の模範とするに足る行為があった者」につきましては、人命救助のほか、福祉活動、伝統文化の継承等及び奉仕活動の3つの種別を整理するものでございます。この3種類は、共通して地域に貢献する活動として評価していることから、地域活動として表彰を対象とするほか、活動奨励賞を設けてまいります。表彰は、原則2年間、年間6回以上の活動を行ったものを対象とし、上部組織からの表彰、感謝状贈呈の顕彰実績がある場合は、その実績を考慮いたします。また活動奨励賞は、年間2回以上の活動を行ったものを対象とするものでございます。この活動奨励賞の基準は現行の表彰の基準としているものとなっております。

(3) 学校教育以外の個人的な活動で功績を残した者への表彰につきまして、団体に所属する場合は、「府中市に所在する団体であること」かつ「市立学校の在籍児童・生徒が登録構成員の8割以上を占めること」という決まりを設け、校長から推薦のある者に対して表彰を行うものいたします。

(4) 市長表彰受賞者に対する重複する表彰でございますが、「市民スポーツ賞などの市長表彰受賞者は既に市から表彰を受けているとして、教育委員会表彰からは除くもの」といたします。

(5) 再度の受賞でございますが、継続性を重視する地域活動に対する表彰については、同一団体及び同一者は3年に1度という制限を設け、再度表彰を受けることができるものいたします。ただし、種別が異なる事由で推薦された場合は、審査会の中で審査をまいります。また、地域活動以外の表彰及び全ての活動奨励賞は再度の受賞を妨げないものいたします。

(6) 審査会の構成員につきまして、教育委員会事務局の一部の管理職を審査会構成員とし、必ず学校現場を経験した者を含めるものいたします。

(7) 表彰式につきまして、表彰対象者は教育委員会で主催する表彰式で、活動奨励賞対象者は学校で授与を行うものとし、地域協力に対する感謝状贈呈対象者については、他の感謝状贈呈対象者との兼ね合いから学校で授与するものいたします。

続きまして3「職員の表彰」でございますが、校長及び副校長については、年に1回、功績に鑑み、教育長が表彰候補者を選考するものとし、校長及び副校長以外の教職員につきましては推薦基準を設けまして、年に1回校長からの推薦を受け、教育長は表彰候補者を選考してまいります。選考後、教育委員会にて議案として審議・決定し、表彰式は児童・生徒と同じ場で行うものいたします。

4「特別職等の表彰」につきまして、全ての非常勤特別職に対し、教育行政への貢献・協力に対する感謝の意を表するものとして、感謝状を贈呈いたします。感謝状贈呈の時期は、スポーツ推進委員及び学校医など活動に直接携わる非常勤特別職においては、退任時とし、答申の作成など会議構成員としての非常勤特別職においては、2期以上在任した場合の退任時としてまいります。

5「個人・団体の表彰」でございますが、「児童・生徒以外の者の社会教育分野の功績については、個別の事情等に応じて、適宜、表彰を行うもの」といたします。

6「記念品の贈呈」でございますが、職員の表彰及び児童・生徒の表彰については、表彰

式で集合写真を撮影し、被表彰者1対象につき、写真立てつきの写真を贈呈するものいたします。個人・団体の表彰については、事案が発生した際に当該事案に応じて、市の基準を考慮し選定した記念品を贈呈するものとし、特別職等への感謝状の贈呈について、活動に直接携わる非常勤特別職は退任時に記念品を贈呈できるものとし、答申の作成など会議構成員としての非常勤特別職は、2期以上在任した場合の退任時に記念品を贈呈できるものいたします。

最後に7「適用時期」につきまして、児童・生徒の表彰の推薦が始まる秋を目指し、平成30年11月とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。

委員（崎山 弘君） 3ページの6、「記念品の贈呈」のところ、こちらの使い方がよくわからないので教えてください。2行目の「被表彰者1対象につき、写真立てつきの写真を贈呈するものとする」、人命救助とか3人で1つの事案を表彰された場合、これは3人に対して1つの写真立てなのか、表彰者3人に1つずつするのか教えてください。

教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） 確かにご指摘の人命救助のような例はございますが、例えば団体活動、スポーツ活動を通しまして、1団体に1つの写真ということ想定しております。ただ、人命救助等で個々に集まった方もいらっしゃる場合がございますので、その場合は柔軟に記念品のご用意をさせていただきたいと考えております。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。ご意見はございますか。

委員（那須雅美君） 2ページの2の（7）表彰式のところに書いてある、「地域協力に対する感謝状贈呈」のことなのですが、昨年度末に贈呈する方にここに来ていただき、感謝状を贈呈した際に、すごく喜ばれていたということを伺いました。ご足労いただくのもお手間を取らせることにはなるわけですが、他の感謝状の贈呈者との兼ね合いから、「学校で授与するものとする」とここには書かれていますけれども、教育委員会としてそういう方々に感謝状を直接お渡しできればいいかなと思うので、学校で一律にとするのはどうなのだろうという気持ちはあります。

ただ、学校にお任せするとしたら、例えば最近は児童・生徒の表彰も、人数が多いとか朝会の時間が長くなるからとかいろいろな状況で表彰を取りやめて、学校便り等で紹介するだけで済ますという感じも見受けられますので、そういう方々に対する学校での授与というのは、どんな形になるのかと個人的には思いました。意見です。

教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） 今のご意見に関しまして、まだ事務局で構想段階ではございますが、例えば学校長から許可がいただければ、教育委員さんや教育部の管理職が学校の朝会に出向かせていただいて直接伝達するですとか、そういったことも検討してございますので、そのように進められるかどうか、引き続き検討してまいります。

教育長（浅沼昭夫君） ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいま那須委員からご意見をいただきましたので、それを踏まえてこの表彰制度について実施するというところでよろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。第27号議案「府中市教育委員会の新表彰制度について」、決定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長(浅沼昭夫君) 全員異議なしですので、原案どおり決定といたします。

第28号議案 平成31年度使用教科用図書採択に関する方針について

教育長(浅沼昭夫君) 続いて第28号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

(事務局朗読)

教育長(浅沼昭夫君) 説明をお願いします。

統括指導主事(田村貴代美君) ただいま議題となりました第28号議案「平成31年度使用教科用図書採択に関する方針について」、資料に基づきご説明いたします。

初めに「採択の基本方針」でございます。小中学校用教科書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項の規定により、「4年ごとに採択替えを行う」となっております。小学校は採択替えの年に当たりますが、道徳に関しては、規定に基づき平成30年度使用のものと同一教科書を採択するものいたします。そのほかの種目に関しては、新学習指導要領の平成32年度施行開始に伴い、平成27年度から使用しているものと同一の教科書を採択するものとし、特段の必要性が認められる場合に限り、文部科学省が作成した小学校用教科書目録に登録されている教科書のうちから採択するものいたします。

中学校につきましては、平成28年度から使用しているものと同一の教科書を採択するものいたしますが、道徳に関しては、文部科学省が作成した中学校用教科書目録に登録されている教科書のうちから採択するものいたします。

次に特別支援学級用教科書でございますが、学校教育法附則第9条により、一般図書につきましては、毎年度異なる図書を採択できることとしてございます。したがって、小学校の特段の必要性が認められる種目、中学校道徳及び特別支援学級教科用図書の採択につきましては、教科用図書選定資料作成委員会及び教科用図書調査研究委員会を設置することとしてございます。また、調査研究委員会の報告に基づき、選定資料を作成するための選定資料作成委員会を設置いたします。選定資料作成委員会の構成は、中学校道徳教科用図書調査研究委員会委員長1名、小学校特別支援学級調査研究委員会委員長1名、中学校特別支援学級調査研究委員会委員長1名、保護者等の代表2名となっております。また小学校用教科書において特段の必要性が認められる種目があった場合は、これに追加するものいたします。なお、選定資料作成委員会につきましては、公正な立場で運営されることが重要でございますので、前回と同様、指導室長以下、指導室の者は委員ではなく事務局として関与いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長(浅沼昭夫君) 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。

委員(齋藤裕吉君) 確認ですけれども、教科用図書は4年に一度の採択替えという原則であるが、今回については1年、原則的には延ばして採択替えという流れであるというこ

となのですね。これは国全体の方針ということで、それを踏まえているという理解でよろしいでしょうか。

統括指導主事（田村貴代美君） 現在、教科書会社が平成32年から開始される教科書の作成で動いている関係で、現在使用しているもののほかに新規のものがございませんので、全国的にそういった動きになっております。

教育長（浅沼昭夫君） ほかにご質問、ご意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りします。第28号議案「平成31年度使用教科用図書採択に関する方針について」、決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案通り決定といたします。

第29号議案 府中市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

教育長（浅沼昭夫君） 続いて第29号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

文化生涯学習課長補佐（平野妙子君） ただいま議題となりました第29号議案「府中市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、本市の公の施設の使用料の見直しに伴い、本年第1回教育委員会定例会において、施設の使用料及び利用料の適正化に伴う条例改正の申出についてご審議いただき、決定していただきました。その後、本年第1回市議会定例会において、使用料等の見直しの対象となる施設に関する条例の一部を改正する条例が可決されましたので、このたび教育委員会所管の関連施設の条例施行規則の一部について、所要の改正を行うものです。なお、今回の第29号議案から第34号議案及び第36号議案は、同様の手続を経て上程させていただいておりますので、詳細については議案ごとに説明させていただきますが、その際冒頭の説明は簡略化させていただきます。

それでは、お手元の資料の新旧対照により改正内容を説明させていただきます。恐れ入りますが議案を3ページおめくりいただき、新旧対照の1ページ・2ページをお開きください。初めに「旧」の第3条、「(使用申し込み)」を削除し、新たに第3条「(登録団体の要件)」について追加し定めた規定で、このたびの使用料の改正により、公民館条例第9条使用料において、従前では無料としていた市内の団体の料金区分を新たに設定するもので、その団体の区分は「社会教育法(昭和22年法律第207号。以下「法」という。)第22条に定める事業を行う市内の団体」が使用する場合としており、同条第2項第1号から第5号に当該団体を定めるものです。

次に第4条は「(使用の申込み)」について定めた規定で、公民館の使用の許可を受けようとする者の区分に応じて申込期間を改めるものです。恐れ入りますが3ページ、4ページをお開きください。次に「旧」の第4条「(使用の許可)」を第5条に、次に「旧」の第5条は「(器具の使用料)」について定めた規定で、第1項中「無料とする」を「別表第1に定めるとおりとする」に改め、同項ただし書きを削り、同条第3項中「のただし書き」を削り、同

条を第6条とするものです。

次に旧の第6条「(承認の取消し等の通知)」を第7条に、旧の第7条「(使用の取消し等の申込み)」を第8条とするものです。

次に「旧」の第8条中、第3条及び第4条を、第4条及び第5条に改め、同条を第9条とするものです。

次に、新たに第10条「(使用料の減免)」について追加し定めた規定で、「条例第10条の規定により公民館の使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。」ものです。同条第1項、第1号第2号に該当する場合に、使用する場合は免除とし、同項第3号は、先ほど第3条「登録団体の要件」において定めた市内の登録団体が教育委員会が別に定める範囲において使用する場合は、使用料の2分の1の減額をすることを規定するものです。

第2項は、条例第10条の規定により公民館に付属する器具の使用料を免除することができる場合は、前項第1号及び第2号に定める場合とするものです。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。第3項は「前2項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるときは、公民館又は公民館に付属する器具の使用料を減額し、又は免除することができる」とするものです。

第4項は「条例第10条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第3条の申込みの際に、教育委員会に申し込み、承認を得なければならない」とするものです。

次に条文を整備するため、第9条から第13条までを2条繰り下げるものです。

次に「旧」の第14条の見出し中、「(委任)」を「(雑則)」に改め、同条を第16条とするものです。

続きまして別表第1中、第5条第1項を第6条とし、器具使用料の見直しを踏まえて、「びょうぶ 一双 300円」を削除し改めるものです。

恐れ入りますが7ページ、8ページをお開きください。次に別表第2中、第9条を第11条と改めるものです。

続きまして「付則」についてでございますが、第1項は「(施行期日)」について定めるもので、「平成30年11月1日から施行する」ものとしております。

次に、第2項は「(適用区分)」について定めるもので、この規則による改正後の規定については、「平成31年1月1日以降の府中市立公民館又はこれに付属する器具の使用について適用し、同日前のこれらの使用については、なお従前の例による」こととしております。

以上で「府中市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます

教育長(浅沼昭夫君) 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

それではお諮りします。第29号議案「府中市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則」について決定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長(浅沼昭夫君) 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

第30号議案 府中市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

教育長（浅沼昭夫君） 続いて第30号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

文化生涯学習課長補佐（平野妙子君） ただいま議題となりました第30号議案「府中市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、利用料金制度を導入しております府中市生涯学習センターに係る利用料金の上限額を改正するなどの条例の一部を改正する条例が可決されましたので、このたび府中市生涯学習センター条例施行規則について、所要の改正を行うものです。

それではお手元の資料の新旧対照により、改正内容を説明させていただきます。恐れ入りますが議案を2ページおめくりいただき、新旧対照の1ページ、2ページをお開きください。

初めに第7条は「(予約による使用許可に係る手続等)」について定めた規定で、「府中市教育委員会」の次に「(以下「教育委員会」という。)」を加えるものです。

次に第9条は「(利用料金の額の承認申請等)」について定めた規定で、施設の管理に係る規定を教育委員会に統一する所要の改正として、第1項・第2項中、「市長」としていたものを「教育委員会」に改めるものです。

次に第10条は「(利用料金の免除)」を「(利用料金の減免)」に改め、「条例第10条の規定により指定管理者が生涯学習センターの学習施設、体育施設又は地下駐車施設の利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする」ものです。同条第1項第1号は、アからカに掲げる者が、「個人で体育施設を使用する場合 免除」とするものです。

恐れ入りますが3ページ、4ページをお開きください。同項第2号は、「前号の場合において介助者が同行する場合（介助者が複数で同行する場合における利用料金の免除対象人数は1人とする。） 免除」とするものです。

同項第3号は、「第1号アからカまでに掲げる者が地下駐車施設を使用する場合（同乗する介助者が運転する場合を含む。） 免除」とするものです。

同項第4号は「次のアからオまでに掲げる団体が学習施設（講堂を除く。）を教育委員会が別に定める範囲内において使用する場合 2分の1の減額」とするものです。

第2項は「前項に定めるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるときは、指定管理者が別に定めるところにより生涯学習センターの施設の利用料金を減額し、又は免除することができる」ものです。

第3項は「利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、指定管理者が別に定めるところにより指定管理者に申し込み、承認を得なければならない」とするものです。

恐れ入りますが5ページ、6ページをお開きください。「第9号様式（第9条）」の「府中市生涯学習センター利用料金承認申請書」及び次の7ページ、8ページにございます、「第10号様式（第9条）」の「府中市生涯学習センター利用料金承認不承認決定通知書」にございます「府中市長」を「府中市教育委員会」に改めるものです。

恐れ入りますが9ページ、10ページをお開きください。続きまして「付則」についてで

ございますが、第1項は「施行期日」について定めるもので、「この規則は公布の日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、平成30年7月1日から施行する」ものといたします。

次に第2項は「(適用区分)」について定めるもので、「この規則による改正後の第10条の規定は、平成31年1月1日以後の府中市生涯学習センターの施設の使用について適用し、同日前の府中市生涯学習センターの使用については、なお従前の例による」こととしております。

以上で「府中市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

教育長(浅沼昭夫君) 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

それではお諮りします。第30号議案「府中市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」について、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長(浅沼昭夫君) 全員異議なしですので、原案通り決定いたします。

第31号議案 府中市郷土の森博物館条例施行規則の一部を改正する規則

教育長(浅沼昭夫君) 続きまして第31号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

(事務局朗読)

教育長(浅沼昭夫君) 説明をお願いします。

ふるさと文化財課長補佐(大川 享君) ただいま議題となりました第31号議案「府中市郷土の森博物館条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、利用料金制度を導入しております府中市郷土の森博物館、以下博物館と言います、に係る利用料金の上限額を改正するなどの条例の一部を改正する条例が可決されましたので、このたび府中市郷土の森博物館条例施行規則について所要の改正を行うものです。

それではお手元の資料の新旧対照により、改正内容をご説明させていただきます。恐れ入りますが議案を2ページおめくりいただき、新旧対照の1ページ、2ページをお開き願います。まず、第3条は「(利用料金の減免)」について定めた規定で、指定管理者が博物館の利用料金を減免する対象について文言整理を行うもので、第1号中、「市内の中学生以下が、博物館利用料金を支払って利用する場合」としていたものを、「市内の中学生以下の者が条例別表第1の利用料金に係る観覧(博物館の観覧に限る。次号において「博物館の観覧」という。)をする場合」に改めるものです。

同じく第2号中、「その他指定管理者が特に必要があると認めた場合」としていたものを、「次に掲げる者が博物館の観覧をする場合」に改め、以下アからカまで障害者が博物館の観覧をする場合に免除にする旨の条文を追加するものです。

同じく第3号は前号の場合に介助者が同行する場合、介護者1名に限り免除する旨の条文を追加するものです。

次に第2項につきましては「前項に定めるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるときは、指定管理者が別に定めるところにより博物館の利用料金を減額し、又は免除することができる」として条文を整理いたしました。

次に第3項は「利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、指定管理者が別に定めるところにより指定管理者に申し込み、承認を得なければならない」とする旨の条文を追加いたしました。この条文の追加により、利用料金の減免を受けようとする者は指定管理者に入館時に申し込むものとし、これまで第1号様式として「府中市郷土の森博物館利用料金減額・免除申請書」が定められておりましたが、今回の改正の第3条第3項で指定管理者が別に定める旨を規定しましたので、第1号様式を削除するものでございます。この削除の取扱いについては、後ほど5ページ、6ページにて記載がございます。

恐れ入りますが3ページ、4ページに移らせていただきます。第4条から第9条につきましては、第1号様式を削除したことに伴い、その他の様式番号について順次繰り上げることについて改めたものです。

恐れ入りますが5ページ、6ページに移らせていただきます。5ページ、6ページは先ほどご説明したとおり、第1号様式を削除することについて改めるものです。

恐れ入りますが7ページ、8ページに移らせていただきます。それぞれの様式について記載を省略するほか、「付則」として第1項は「(施行期日)」について定めるもので、この規則は公布の日から施行することを規定しております。

次に第2項は、改正前の第2号から第6号様式について、現存する用紙については所要の修正を加え、なお使用することができる旨を規定しております。

以上で府中市郷土の森博物館条例施行規則の一部を改正する規則の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご意見はいかがですか。よろしいですか。

それではお諮りします。第31号議案「府中市郷土の森博物館条例施行規則の一部を改正する規則」について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので原案どおり決定いたします。

第32号議案 府中市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

教育長（浅沼昭夫君） 続いて第32号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

スポーツ振興課長補佐（青木達也君） ただいま議題となりました第32号議案「府中市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。本件につきましては、府中市体育施設に係る使用料及び使用料の減免基準を見直すなど、府中市体育施設条例の一部を改正する条例が可決されましたので、当該条例施行規則について所要の改正を行うものでございます。

続きまして改正の内容につきまして、議案書の新旧対照によりご説明させていただきます。恐れ入りますが議案書を5枚おめくりいただきまして、新旧対照の1ページ、2ページをお開きください。初めに第2条から第4条は旧条例の第2条、第4条及び第6条に当たる「(使用申込み)」、「(承認)」、「(使用の取消)」に関する規定を、それぞれ「(貸切使用の申込み)」、「(貸切使用の承認)」、「(貸切使用内容の変更等)」として、貸切使用に関する手続を整理し、改めて規定するものでございます。

次に第5条は「(予約による使用許可に係る手続等)」について定めた規定で、同条中「又は体育施設付属の管理所」を削除し、「府中市教育委員会」を「教育委員会」に改めるものでございます。

次に第6条は「(個人使用)」について定めた規定で、旧条例第7条を1条繰上げ、同条中「納付」を「納入」に改め、「ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、後納することができる」との規定を追加するものでございます。

3ページ、4ページに移りまして、第7条につきましては、旧条例第8条を繰り上げるものでございます。次に第8条は、6ページにございます旧条例の第9条及び第10条の「(減免手続)」及び「(減免範囲)」の規定にかわるものとして、使用料の減免について定める規定で、3ページ、4ページにお戻りいただきまして、第1項では条例第9条の規定により体育施設の使用料を免除することができる場合を定めております。第1号はアからカに掲げる者が「個人で体育施設を使用する場合」、第2号は「前号の場合において介助者が同行する場合」、第3号は「市又は教育委員会が主催し、又は共済する事業で体育施設を使用する場合」、第4号は「府中市立学校若しくは市内の幼稚園の教育活動で又は市内の保育所の保育活動で体育施設を使用する場合」としております。

次に第2項では「前項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるときは、体育施設の使用料を減額し、又は免除することができる」と定めております。

次に第3項では「使用料の減額又は免除を受けようとする者は、体育施設使用料を減額・免除申込書(第5号様式)により教育委員会に申し込み、承認を得なければならない。ただし教育委員会が特に理由があると認めるときはこの限りではない」と定めております。

5ページ、6ページに移りまして、第9条から第12条は、旧条例第11条から第14条をそれぞれ2条ずつ繰り上げるもので、第12条につきましてはあわせて見出しを「(指示)」から「(使用者の義務)」に改めております。

次に別表第1は引用する条を第8条から第7条に改めるものでございます。

7ページ、8ページに移りまして、別表第2は引用する条を第11条から第9条に改め、表中、「市の必要又は管理の必要上」を「市又は教育委員会の特別の必要により」に改めるものでございます。

次に9ページから22ページにわたります第1号様式から第5号様式につきましては、記載事項の整備など、所要の改正を行うものでございます。

最後に23ページ、24ページに移りまして、「付則」でございますけれども、第1項では「(施行期日)」を定めるものとして、この規則は、公布の日から施行するものとしております。ただし使用料及び使用料の減免の見直しに伴う改正規定につきましては、平成30年7月1日から施行するものとしております。

次に第2項は「(適用区分)」を定めるもので、「この規則による改正後の第8条及び第5号様式の規定は、平成31年1月1日以後の体育施設の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による」こととしております。

次に第3項は経過措置を定めるもので、「この規則の施行の際、この規則による改正前の府中市体育施設条例施行規則第1号様式から第4号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる」こととしております。

以上で府中市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

教育長(浅沼昭夫君) 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。

委員(齋藤裕吉君) 新旧対照の3ページと4ページに記載のところなのですが、第8条のところ、「使用料を免除することができる場合は」とありまして、その中の(4)に「府中市立学校若しくは市内の幼稚園の教育活動で又は市内の保育所の教育活動で体育施設を使用する場合」、市立の学校についてはわかりますけれども、幼稚園と保育園について、市立の幼稚園・保育所ということだけではなくて、私立の幼稚園・保育所についてもここでその範囲に入れているという理解でよろしいでしょうか。

スポーツ振興課長補佐(青木達也君) ただいまの委員のご質問ですが、委員がお見込みのとおり、幼稚園及び保育所に関しましては、市立のみならず私立の幼稚園・保育所についても含むものとして規定してございます。

教育長(浅沼昭夫君) ほかにご質問、ご意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りします。第32号議案「府中市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」について、決定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長(浅沼昭夫君) 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

第33号議案 府中市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則

教育長(浅沼昭夫君) 続きまして第33号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

(事務局朗読)

教育長(浅沼昭夫君) 説明をお願いします。

スポーツ振興課長補佐(青木達也君) ただいま議題となりました第33号議案「府中市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。本件につきましては、府中市立体育館に係る使用料及び使用料の減免基準を見直すなど、府中市立体育館条例の一部を改正する条例が可決されましたので、当該条例施行規則について所要の改正を行うものでございます。

続きまして改正の内容につきまして、議案書の新旧対照によりご説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書を4枚おめくりいただきまして、新旧対照の1ページ、2ページをお開きください。初めに第3条は「(貸切使用の承認)」について定めた規定で、同条中、「承認」を「申込み」に改めるものでございます。

次に第4条は「(貸切使用内容の変更等)」について定めた規定で、第2項中、様式の名称

である「体育館貸切使用変更・取消書」を「体育館貸切使用変更・取消承認書」に改めるものでございます。

次に第14条は新たに使用料の減免について定める規定で、第1項では「条例第10条の2の規定により体育館の使用料を免除することができる場合」を定めております。第1号はアからカに掲げる者が「個人で体育館を使用する場合」、第2号は「前号の場合において介助者が同行する場合」、3ページ、4ページに移りまして、第3号は「市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業で体育館を使用する場合」、第4号は「府中市立学校若しくは市内の幼稚園の教育活動で又は市内の保育所の保育活動で体育館を使用する場合」としております。

次に第2項では「前項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるときは、体育館の使用料を減額し、又は免除することができる」と定めております。

次に第3項では「使用料の減額又は免除を受けようとする者は、体育館使用料減額・免除申込書（第10号様式）により教育委員会に申し込み、承認を得なければならない。ただし、教育委員会が特に理由があると認めるときは、この限りでない」と定めております。

次に第15条から第19条は、旧条例第14条から第18条をそれぞれ1条ずつ繰り下げるものでございます。

5ページ、6ページに移りまして、別表第1は、旧条例中表の下に記載の備考欄を削除するものでございます。

次に別表第3は引用する条を第14条から第15条に改めるものでございます。

次に7ページから26ページにわたります第1号様式から第9号様式につきましては、様式の名称変更など所要の改正を行うものでございます。

27ページ、28ページに移りまして、第10号様式につきましては使用料の減免に係る申込書の様式を新たに規定するものでございます。

最後に29ページ、30ページに移りまして、「付則」でございますが、第1項は「(施行期日)」を定めるもので、この規則は、公布の日から施行するものとしております。ただし、使用料及び使用料の減免の見直しに伴う改正規定につきましては、平成30年7月1日から施行するものとしております。

次に第2項は「(適用区分)」を定めるもので、「この規則による改正後の第14条及び第10号様式の規定は、平成31年1月1日以後の府中市立体育館の使用について適用し、同日前の府中市立体育館の使用についてはなお従前の例による」とこととしております。

次に第3項は「(経過措置)」を定めるもので、「この規則の施行の際、この規則による改正前の府中市立体育館条例施行規則第1号様式から第9号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる」とこととしております。

以上で「府中市体育館条例施行規則の一部を改正する規則」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

教育長（浅沼昭夫君） 説明が終わりました。何かご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

それではお諮りします。第33号議案、「府中市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則」について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

第34号議案 府中市美術館条例施行規則の一部を改正する規則

教育長（浅沼昭夫君） 続いて第34号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

美術館副館長補佐（志賀秀孝君） それでは第34号議案「府中市美術館条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申しあげます。本件につきましては、市民ギャラリーの使用料金や観覧料等の減額又は免除規定について、府中市美術館条例の一部を改正する条例が可決されましたので、このたび府中市美術館条例施行規則について所要の改正を行うものです。また条例施行規則を見直すにあたり、運用面につきましても明文化させていただき、第8条を改めたものでございます。

それでは新旧対照表によって、主な内容につきましてご説明申しあげます。恐れ入りますが2枚おめくりいただきまして、府中市立美術館条例施行規則新旧対照抜粋の1ページ、2ページをお開きくださいますようお願いいたします。1ページ中段より下側、第8条第1項第2号の力として、「アからオまでに掲げる者のほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者であることを明らかにすることができる書類を有する者」を追加してございます。

次に第3号「前号の場合において介助者が同行する場合（介助者が複数で同行する場合における観覧料の免除対象人数は1人とする）」に改め、第4号「市内に居住する70歳以上の者が常設展を観覧する場合」、第5号「市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業で市民ギャラリーを使用する場合」、第6号「府中市立学校若しくは市内の幼稚園の教育活動で又は市内の保育所の保育活動で市民ギャラリーを使用する場合」を追加してございます。

次に第2項「前項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるときは、美術館の観覧料等を減額し、又は免除することができる。」

第3項「条例第14条の規定による観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、観覧しようとする際に、減額又は免除の対象であることを示すことにより教育委員会に申し込み、承認を得なければならない。ただし、教育委員会が特に理由があると認める場合は、この限りでない」に改めてございます。

次に第4項では減額又は免除時の申込みについての規定を、第5項では申込みの承認についての規定を追加してございます。

5ページ、6ページをお開き願います。次に「第5号様式（第8条）」の上段表題部分「府中市美術館観覧料等減額・免除申請書」を「府中市美術館使用料等減額・免除申込書」に改めてございます。

7ページ、8ページをお開き願います。次に「第6号様式（第8条）」の上段表題部分「府中市美術館観覧料等減額・免除許可書」を「府中市美術館使用料等減額・免除承認書」に改めてございます。

9ページ、10ページをお開き願います。最後に「付則」第1項として「（施行期日）」を

「この規則は、公布の日から施行する」とことと規定してございます。

「付則」第2項として「この規則による改正後の第8条第1項第5号及び第6号、同条第4項並びに第5項の規定は、平成31年3月16日以後の府中市美術館の市民ギャラリーの使用について適用し、同日前の府中市美術館の市民ギャラリーの使用については、なお従前の例による」とこととしております。

「付則」第3項といたしまして「この規則の施行の際、この規定による改正前の府中市美術館条例施行規則第5号様式及び第6号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる」とこととしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

教育長（浅沼昭夫君） 説明が終わりました。何かご質問はございますか。よろしいですか。ご意見はいかがでしょうか。

それではお諮りします。第34号議案「府中市美術館条例施行規則の一部を改正する規則」について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

第35号議案 府中市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

教育長（浅沼昭夫君） 続いて第35号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

学校施設課長補佐（藤原英行君） ただいま議題となりました第35号議案「府中市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。本件につきましては、条例改正が伴わない規則改正となりますため、他の議案と異なり今回初めてご審議いただくため、改正の趣旨からご説明いたします。

改正の趣旨といたしましては、現在使用料を免除しております社会教育関係団体の使用に対して、見直し後は2分の1の使用料を減額できることとするものでございますが、社会教育関係団体のうち、主に市立の小・中学校に在学する児童・生徒で構成される団体や、主に市立の小・中学校に在学する児童・生徒の保護者で構成される団体、また地域住民が学校にかかわる活動をする団体を学校関係団体とし、これまで同様に使用料を免除するものでございます。

それではお手元の資料の新旧対照表により、改正内容を説明させていただきます。恐れ入りますが議案を6枚おめくりいただき、新旧対照の1ページ、2ページをお開きください。初めに第2条「(用語の定義)」につきましては、新たに追加し定めた規定で、(1)社会教育関係団体と(2)学校関係団体について定義づけをいたしました。特に「学校関係団体」は3つの事例に分けて定義づけをしております。アとしまして、「主に府中市立学校に在学する児童・生徒で構成する社会教育関係団体で府中市教育委員会(以下「委員会」という。)が認めるもの」、イとしまして「主に府中市立学校に在学する児童・生徒の保護者で構成する団体で委員会が認めるもの」、ウとしまして「地域住民で構成し、学校に関わる活動をする団体で

使用しようとする学校施設の校長が当該学校との関わりを認めるもの、以上のアからウまでを学校関係団体といたしまして、後にご説明いたします第8条「(使用料の減免)」の規定により、これまで同様に使用料を免除するものでございます。

右側の2ページ「旧」の第2条は「(使用の管理)」について定めた規定で、第1項中「府中市教育委員会(以下「委員会」という。)」を「委員会」に改め、同条を第3条とするものです。

次に「旧」の第3条「(使用者)」を第4条に、「旧」の第4条「(使用の許可の申込)」を第5条とするものです。

次に「旧」の第5条「(使用の許可等の通知)」について定めた規定で、第2項を削除し新たに第2項を追加し、新たに定めた規定で「委員会は、学校関係団体に対する学校施設使用許可通知書の交付を当該学校施設の校長に委任することができる」に改め、同条を第6条とするものです。

次に1枚めくりまして3ページ、4ページをご覧ください。新たに第8条「(使用料の減免)」について追加し定めた規定で、「条例第11条の規定により条例別表第1の学校施設使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする」ものです。第1号は、先ほど第2条の用語の定義において定めた「学校関係団体が使用する場合 免除」とし、第2号、第3号に該当する場合も同様に免除といたします。また、第4号に該当する社会教育関係団体につきましては、使用料の2分の1を減額することを規定するものです。

第2項は「前項に定めるもののほか、委員会が特に必要があると認めるときは、条例第10条に規定する使用料(次項において「使用料」という。)を減額し、又は免除することができる」とするものです。

第3項は使用料の減額又は免除を受けようとする者は、教育委員会に申し込み、承認を得なければならないとするものです。

続きまして、5ページから16ページにわたります各様式につきましてでございますが、第1号様式から第4号様式まで全て共通で適応条項の繰上げに対応するほか、減額及び免除の取扱いに対応するため、団体の区分に応じた使用料の記入欄を追加するなど、新旧対照表のとおり改めてございます。

続きまして最後の17ページをご覧ください。「付則」についてでございますが、第1項は「(施行期日)」について定めるもので、「平成30年10月1日から施行する」ものとしております。

次に第2項は「(適用区分)」について定めるもので、この規定による改正後の規定につきましては、平成31年1月1日以後の学校施設の使用について適用し、同日前のこれらの使用については、なお従前の例によることとしています。

以上で「府中市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

教育長(浅沼昭夫君) 説明が終わりました。何かご質問はございますか。

委員(那須雅美君) 質問をさせていただきます。1ページ第2条(2)学校関係団体のご説明いただいたのですが、このウに関するところの「地域住民で構成し、学校に関わる活動

をする団体」、具体的にはどういう団体が教えていただけますか。

学校施設課長（山田英紀君） 具体的に今想定しているのは、青少対等で学校の子もたちを交えた中でそういった青少年育成活動等を行っている場合に、その活動が非常に学校の運営等に密着している、そういった場合に校庭を使用する場合、または具体的に老人クラブ連合会とかがよく交通整理をやっておりまして、いろいろなところで声かけ運動をやっていきます。その団体が場合によっては学校でちょっと会議を開きたいのだと、子どもたちの見守りをするのに会議をするのに場所が欲しいのだといった場合に、会議室の使用等を学校長が認めた場合には、免除していこうという考え方を整理したものでございます。

委員（那須雅美君） わかりました。学校の運営とか、児童・生徒にかかわるような活動をしていただいている団体という意味ですね。とするならば、例えばイのところと絡みがあるかもしれませんが、今現在在学する児童・生徒の保護者が構成している団体ではあるけれども、OBやOGもそこに入り続けているクラブで、例えばOBと保護者の比率であるとか、該当要件にその団体が合致するのかもしれないのかとか、そういう判断はあるのでしょうか。

学校施設課長（山田英紀君） 基本的にイにつきましては在学するという限定的なものがありますので、このところはそのまま読んでいただくことになるのですが、OBなどが混在した場合に、いろいろな活動をしている団体を私たちも把握しております。これはPTAの中での活動、さまざまあると思うのですけれども、それにつきましてはその構成等を確認して、ウで校長先生に確認して、そういった活動をされているということであれば引き続き免除という取扱いをしていきたいと考えております。

委員（那須雅美君） わかりました。ということは先ほどのウで確認したときに、学校の運営にかかわることとか、児童・生徒のためにする活動ということは今確認させていただいたのですけれども、だとして今のイのことも考えると、例えばPTAサークルで趣味の世界で楽しまれているような、趣味の世界で何かPTAの在学する保護者で構成する団体があり、そこにOGやOBの方々が入っていらっしゃった場合に、学校の運営ともかかわらない、生徒・児童のためにも特に活動はしていない、健康づくりとか個人の楽しみとかそういうこととかかわり続けて、そこを使っていらっしゃるという活動の場合は免除する団体に関係しますでしょうか。

学校施設課長（山田英紀君） 非常に難しいご質問なのですが、基本的にはPTAの団体が社会教育団体として登録されていて、学校も直接かかわらないという確認は取りますけれども、そういった場合には、一般的に趣味の中で活動される場合で学校を使用される場合は、やはり2分の1の減免ということで使用料を徴収するのは原則と考えております。

委員（那須雅美君） わかりました。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。ほかにご質問は。

委員（崎山 弘君） 1ページの用語のところなのですが、先ほど例えば30号議案などでは、「府中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」となっていたのですけれども、この書類だけ「以下「委員会」という。」ということになっていて、確かにこの条文全部に後は「委員会」という言葉で出てくるのですが、これは意味が違うのでしょうか。

学校施設課長（山田英紀君） 申し訳ございません。施設条例が委員会という用語を使っております、こちらの施設条例につきましては条例そのままの言葉を使うようにさせてい

ただしているところでございます。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。条例の関係です。ほかにいかがでしょうか。ご意見はございますか。

それではお諮りします。第35号議案「府中市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則」について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

第36号議案 府中市立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

教育長（浅沼昭夫君） 続きまして第36号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

指導室長補佐（鈴木正憲君） ただいま議題となりました第36号議案「府中市立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。本案は、市立教育センターに係る使用料の見直しなどの府中市教育センター条例の一部を改正する条例が可決されましたので、教育センター条例施行規則について所要の改正を行うものでございます。

それでは、お手元の議案書の新旧対照表により改正内容をご説明させていただきます。恐れ入りますが議案を3枚おめくりいただきまして、新旧対照表の1ページ、2ページをお開きください。初めに第3条は「(使用の申込み)」の規定でございますが、条例別表の規定を踏まえて条文を次のとおり改めるものでございます。

第1項としまして「府中市立教育センター（以下「教育センター」という。）の施設を使用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に、施設利用申込書（第1号様式）により府中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申し込まなければならない。」第1号としまして「条例別表に規定する社会教育関係団体（以下「社会教育関係団体」という。）使用日の2月前から使用日まで」、第2号としまして、「社会教育関係団体以外の者 使用日の1月前から使用日まで」とするものでございます。

次に第7条は「(器具の使用料)」の規定でございますが、第1項のただし書きを削除するものでございます。

次に1ページから3ページにまたがりませんが、第8条といたしまして、「(使用料の減免)」の規定を新たに追加するものでございます。第1項としまして「条例第9条の2の規定により教育センターの会議室及び研修室（この条においてこれらを「施設」という。）の使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。」第1号としまして「市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業で使用する場合 免除」、第2号としまして「府中市立学校若しくは市内の幼稚園が教育活動で使用する場合又は市内の保育所が保育活動で使用する場合 免除」、第3号としまして「社会教育関係団体が社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に定める事業で教育委員会が別に定める範囲内において使用する場合 2分の1の減額」、第2項としまして「条例第9

条の2の規定により施設に付属する器具の使用料を免除することができる場合は、前項各号に掲げる場合とする」、第3項としまして「前2項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるときは、施設又は施設に付属する器具の使用料を減額し、又は免除することができる」、第4項としまして「条例第9条の2の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、教育センター使用料減免申込書（第4号様式）により教育委員会に申し込み、承認を得なければならない。ただし、教育委員会が特に理由があると認めるときは、この限りでない」とするものでございます。

次に第9条から第13条は、第8条から第12条までの条文がそれぞれ繰り下がるものです。

恐れ入りますが5ページ、6ページをお願いいたします。次に「別表第2（第9条）教育センター使用料の還付表」につきまして、公民館の規定と合わせるため「使用日の10日前までに使用の取消しを申請し、教育委員会が相当の理由があると認めるとき」について、還付率を50%と改め、「使用日の3日前までに使用の取消しを申請し、教育委員会が相当の理由があると認めるとき」を削除するものでございます。

恐れ入りますが7ページ、8ページをお開きください。次に「第4号様式（第8条）」として、「教育センター使用料減免申込書」の様式を新たに追加するものでございます。

恐れ入りますが9ページ、10ページをお開きください。最後に「付則」としまして、第1項は「（施行期日）」を定めるもので、「この規則は、平成30年11月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する」ものでございます。

第2項は「（適用区分）」を定めるもので、「この規則による改正後の第8条、別表第2及び第4号様式の規定は、平成31年1月1日以後の施設の使用料について適用し、同日前の施設の使用料については、なお従前の例による」とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。

委員（那須雅美君） 同じような様式が32号議案とか33号議案にもあらわれているのに、今ここでいうのもなんなのですかけれども、今の7ページの新しい減免申込書なのですが、申込者の記入する欄が異常に小さい、狭いですよね。実際に新しい書式をつくられるときにひな形で見るとはなくて、ご自身で一度書いてみられてこれは書きにくいと思われたら、そのスペースは広げられたほうが良いと思います。書かれる方もいろいろな方がいらっしゃるでしょうし、住所が長いですし、もう少しこのスペースをあけていただけたらいいかと思いますが、いかがでしょうか。

指導室長補佐（鈴木正憲君） こちらの規則に定めます様式についてでございますが、こちらは様式内の文言等を定めるものでございまして、この文字幅ですとか間隔を定めているものではございませんので、実際に作成する際には書きやすいように工夫させていただきたいと思っております。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。ではご意見ということで、それを踏まえてということですか。ほかにご質問、ご意見はいかがでしょう。よろしいですか。

それではお諮りします。第36号議案、「府中市立教育センター条例施行規則の一部を改正

する規則」について、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長(浅沼昭夫君) 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

第37号議案 府中市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する規則

教育長(浅沼昭夫君) 続きまして第37号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

(事務局朗読)

教育長(浅沼昭夫君) 説明をお願いします。

教育総務課長補佐(遠藤公巳明君) それではただいま議題となりました、第37号議案「府中市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する規則」につきまして、ご説明いたします。本改正の趣旨でございますが、学校給食費の公会計化及び新給食センターの竣工に伴う権限事項の整備によるものでございます。改正箇所についてでございますが、議案書の新旧対照1ページから2ページのとおり、別表第2個別権限事項表におきまして、「学務保健課 給食センター」の表中、給食会に係る第3項及び第4項を削り、給食申込書に係る権限事項を1項加え、また、「給食施設の新増設改修工事の計画」策定に関する第17項を削るものでございます。なお施行日でございますが、本議案が可決されれば本日から施行し、平成30年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

教育長(浅沼昭夫君) 説明が終わりました。ご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

それではお諮りします。第37号議案、「府中市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する規則」について、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長(浅沼昭夫君) 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

平成30年度の府中市給付奨学生及び貸付奨学生の認定状況について

教育長(浅沼昭夫君) それでは日程第4、報告・連絡ですが、報告・連絡(1)を教育総務課、お願いします。

教育総務課長補佐(遠藤公巳明君) それでは資料1「平成30年度の府中市給付奨学生及び貸付奨学生の認定状況等について」ご説明いたします。府中市奨学資金給付制度及び奨学金貸付制度につきましては、教育の機会均等を図るため、経済的な理由などにより就学が困難な方に就学上必要な資金を給付する、あるいは貸付けをするものでございます。

平成30年度の認定状況につきまして、1「申込状況及び審査結果」でございますが、(1)給付奨学生につきましては94名の新規申込者がいました。平成30年3月27日、教育長、教育委員、教育部長、教育総務課長、2名の市立中学校長で構成された選考審査委員会にて、居住要件や在学要件のほか学力及び人物が良好であること、また保護者の所得が制限以下であることなどが確認できたもののうち、予算の範囲内で優先度の高い62名の採

用を決定いたしました。

次に(2)貸付奨学生については25名の新規申込者がありました。このうち要件を満たす23名全員を採用しても予算の範囲内という状況にございましたが、うち3名が給付奨学生の決定を受けたため、これらの者を除いた20名の採用を決定いたしました。

2「認定状況」ですが、(1)給付奨学生のうち新規者は今回の募集で新たに選考決定された方で、予算額及び決定人数、学校種別の内訳はそれぞれ記載のとおりでございます。次の「新規者のうち新1年生入学準備金」は新規者のうち新1年生で、この方々は入学準備金も対象となりますので、その決定状況を下に記載してございます。「継続者」は前年度から継続している方で、予算額及び決定人数、学校種別の内訳はそれぞれ記載のとおりです。また給付人数の合計は168名となっております。

次に(2)貸付奨学生でございますが、新規者及び継続者の合計は81名となっております。

なお、奨学資金の財源ですが、給付奨学金は一般財源、貸付奨学金は償還金と一般財源を主な財源として運営してございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

教育長(浅沼昭夫君) この件につきましてご質問、ご意見はございますか。

委員(齋藤裕吉君) 貸付奨学生の区分のことですけれども、これは進学する校種によっても違うのかもしれませんが、返済期間というのはどのようになっているのでしょうか。

教育総務課長補佐(遠藤公巳明君) 貸付奨学金に関しましては最大10年、また貸付けが終了してから6か月の猶予を設けてからの最大10年ということになってございます。

以上でございます。

委員(齋藤裕吉君) わかりました。最近奨学金が借りた若者にとって重い荷物になるというようなニュースもしばしば聞かれるわけでありまして、そういう点でそのようなことになってはいけないという気持ちがあったものですから、このような質問をさせていただいたのですけれども、今現在おおよそ結構なのですけれども、償還率というのでしょうか、まだ完済していない人がたくさんいると思うのですけれども、全く償還の意思がないというような方はいらっしゃるのですか。

教育総務課長補佐(遠藤公巳明君) 償還者の中で確かに何人が事務局としまして、この方はなかなか返していただけない、この方はうっかりというところは感覚ではございますが、明確な分け方として、そのような形で分けるところは難しいところではございます。ただし今現在の滞納額はこちらも把握してございまして、今のところ貸付奨学金に関しましては318万6,400円、34人の方の滞納を確認しております。また入学準備金ですとかあるいは奨学金、これを合わせたものにつきましては全部で50名、516万1,100円ということで確認はしてございます。

委員(齋藤裕吉君) わかりました。この報告について、これ以上発言するつもりはないのですけれども、そういう課題もあるということで、決まりは決まりとして、このような決断もあると思いますので、今後ともよろしくお願いたします。

教育長(浅沼昭夫君) ほかにご質問、ご意見はございますか。

委員（那須雅美君） 私はこの選定する委員会に出させていただいたのですが、そのときの話なのですけれども、今回は平成30年度ですけれども、平成29年度の奨学金対象者の選考委員会の中で、税金とか給食費とかの納付状況についても参考にするべきではないのかというご意見がほかの方から出ました。でも今回平成30年度の選考委員会でも、そういう内容については参考資料とか選考要件としては提示されませんでした。きちんとかちから意見を出しているのに、参考にする必要はないと事務局から明確なお答えもなかったように思うのですけれども、もし参考にする必要がないというのであれば、それなりのご回答をいただくとか、参考にしたほうがよいと思うならそういう意見を聞き入れて、資料の準備をして選考要件にするとか、平成31年度の選考の際にはそのようにしっかりと対応していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） 今ご指摘いただきましたとおり、今回の選考審査会の中では、事務局から特に給食費との兼ね合いにつきましては、明確な回答をさせていただきませんでした。申し訳ございませんでした。ただ、前にもお話しさせていただきましたが、基本的には給付奨学金に関しましては、給付者本人、学生本人に給付するものでございますので、滞納の状況ですとか保護者に帰するものに関しましては、条例上も特に規定を設けてございません。したがって、それは直接の資格要件にはなりません、やはり市民感情としまして、滞納者にとりというのはどうなのかということもございますので、研究材料としまして調査ができる範囲で、今後は参考情報としてできるものに関しましては提供させていただきたいと考えております。

委員（那須雅美君） ありがとうございます。そういうことを選考の場でも説明いただけるとありがたいと思います。あともう1点すみません。継続者についてのことなのですけれども、特に審査をしたのは新規者だけで、継続者についてはあまり審査をしていないとお聞きしたと思うのですけれども、教育の継続を保証するという観点ではそれは理解できるのですけれども、ただ勉強がおろそかになったり、あるいは経済環境が大幅に好転したりするご家庭がないかということとか、そういう継続者に対してある程度の審査が必要ではないかという意見も出たと思うのです。予算の枠があるものなので、給付を受ける優先度が高い方により給付ができるのであればそのほうがよいと思いますし、またこの継続者の審査に関する件では、以前にもこの教育委員会の定例会の場でほかの教育委員さんから発言があって、その際は今後継続者の審査について研究をしていくということでしたという経緯が記録として残っております。

たくさんの業務の中で時間に追われて人が替わったり、いろいろな物事の処理に大変だとは思いますが、提案されたものに対してその場の意見として流すことではなくて、実現できるようであれば取り組む、できないのであればその理由を明確にさせていただくという姿勢を持っていただきたいと思います。

以上、意見でした。

教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） まず資格条件に実際にかかわるもの、例えば休学、転学、退学、そういったものに関しましてはこちらも明確に把握するように、4月の段階で転居届等も出していただいていますので、そういったものできちんと今後も把握してまいりたいと考えております。経済状況に関する検討に関しましては、現況確かに研究ということこ

ろでとどめてございます。やはり以前からの資格要件を厳しくすると、ハードルを上げるといふことにもなりますし、経済状況は若干好転したところですぐに資金が確保できるかというところ、そうとも言えないとすると、もう少しさらに高いハードルを設けてそこを超えたときにはもう資格を失うとか、そういったことは考えられます。引き続き研究はさせていただく中で、必要な方に必要な資金が回るような仕組みを維持していきたいとは考えております。

委員（那須雅美君） それに一番気になるのが、ちゃんと本人が勉強する意欲を持って学んでいるかと、あまり学べていないような状況で学力が優秀でなくなる、どう表現したらいいかわかりませんが、勉強ができていないということを確認を取るようなことも以前の教育委員さんがおっしゃっていたかと思うのですけれども、その辺も何か考えていただくほうがいいかと、どこかで線を引かなければならないので、枠の中で給付をするためにはそういうことも必要なのではないかと思った次第です。

教育長（浅沼昭夫君） ほかにいかがでしょうか。

それでは、報告・連絡（１）について了承いたします。

平成30年度児童・生徒数報告集計表について

教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（２）を学務保健課、お願いします。

教育部次長兼学務保健課長（堀江幸雄君） 別紙資料2に基づき「平成30年度児童・生徒数報告集計表」4月7日現在について、ご報告いたします。平成30年度児童・生徒数につきましては記載のとおりでございます。

小学校は昨年度から149人増の1万3,605人です。児童数は過去10年で最も多くなっております。学級数は通常の学級が6学級増の418学級、特別支援学級が通級学級を含め22学級減の30学級となります。この学級数の減は、本市では平成30年度から特別支援教室を全ての小学校に設置しておりますが、今までは学級数にカウントしておりました通級学級の多くの児童が特別支援教室に移行したことによりです。特別支援教室の児童は、ふだんは各学校の通常学級に籍を置き、巡回指導の際に特別支援教室で指導を受けるため、学級数にはカウントしないことから学級数が減となっております。

合計の学級数は448学級となります。また小学校では、児童・生徒数報告集計表の右の欄に特別支援教室の欄を設け、児童数を表示しております。

中学校の生徒数は154人減の5,771人です。学級数は通常の学級が6学級減の156学級、特別支援学級が通級学級を含め前年同様の16学級となり、合計学級数は172学級となります。

幼稚園に関してですけれども、園児数は3園の合計が20人減の158人で、過去10年間で最も少なくなっております。定員に対する充足率ですけれども、45.1%と昨年度より若干増加しておりますが、これは矢崎幼稚園が平成30年度末に廃園いたしますことから、平成30年度の4歳児の募集をいたしませんでした。そのことにより定員数が70人減少し充足数が多少上がっておりますが、園児数の減少傾向は続いております。

報告は以上でございます。

教育長（浅沼昭夫君） 何かご質問、ご意見はございますか。

委員（崎山 弘君） もしわかったら結構なのですが、一番生徒数が増加した

学校はどこなのでしょう。

教育部次長兼学務保健課長（堀江幸雄君） 小学校ですけれども、増加した学校は16校、減少した学校が6校であります。増加した学校は二小46人、五小33人、一小31人となっております。あと中学に関してですけれども、中学校全体では増加した学校が4校、減少した学校が7校、増加した学校では浅間中学校が34人となっております。

教育長（浅沼昭夫君） ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告・連絡（2）について了承といたします。

平成30年度府中市立学校（園）教育課程届出の概要について

教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（3）を指導室、お願いします。

指導主事（田中繁広君） それでは平成30年度幼・小・中教育課程の実施状況について、お手元の資料3番に基づきご報告いたします。本資料は別にございます「平成30年度教育課程届出」より、各学校・各園の教育目標、教育の特色に関する内容を抜粋したものとなります。

まず「教育目標」についてですが、学習指導要領総則に示されている教育基本法及び学校教育に定められた教育の根本精神に基づいた人間尊重の精神に基づき、目指す児童・生徒像を設定している学校と、人権尊重の理念に基づき目指す児童・生徒像を設定している学校があり、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスをよく育むものとなっております。

次に「小・中連携一貫教育」、「幼・小連携」についてです。本市における小・中連携一貫教育の取組も本格的な実施から4年が経過し、各中学校が正式に考え、取り組んでいただいているということは大きな成果の1つです。そのことが各中学校区における、目指す子ども像等を育成すべき個々の力を共有することにつながり、義務教育9年間の指導の系統性と継続性を持たせた学びと育ちの充実を図るための内容が教育過程に配備されております。また中学校区で共通して取り組む指導・連携の内容について、教育課程上に全ての学校が位置づけております。また次期学習指導要領に掲げられている主体的・対話的で深い学びの充実、カリキュラムの接続に系統制・反復性を持たせて取り組む学校が増えています。

幼稚園においては、園児と小学生の直接交流や教員同士の交流など、計画的な取組をもとに小学校教育への円滑な接続を図っています。

次にコミュニティスクールにかかわる家庭・地域等の連携教育についてです。各学校では、コミュニティスクールについても地域防災の推進や、学習支援授業の実施など、多彩な活動が学校の主体性のもとに実施され、地域ぐるみの教育をより一層推進し、地域と学校とが双方向で活性化を図っていることがございます。地域防災、地域安全マップの作成、学習指導やボランティア活動等を家庭・地域と連携して実施したり、地域行事に子どもたちが積極的に参加したりするなど、コミュニティスクール協議会や地域コーディネーターと連携しながら地域とともにある学校づくり、地域の一員として学校のあり方、自己の生活を地域の一員として考えることのできる子どもの育成を推進しています。

今年度より保護者や地域住民と学校が連携し、各小・中学校で教育を語る会を実施します。各校単独で実施する学校や中学校区共催で実施するなど、地区ごとにさまざまな形態で実施

されます。

次に「学びの芽生え」、「学力の向上」についてです。園では周囲の環境や、人・物などのかかわりを通して生きる力の基礎を育むことを主眼にし、小・中学校では児童・生徒の学習規律の徹底や学習習慣の確立、読み・書き・計算等の基礎的・基本的な知識・機能の確実な定着に向けて、反復学習、言語活動の充実、授業のユニバーサルデザイン化などが示されています。また教科横断的な学習の充実、主体的・対話的で深い学びの充実等のために、教育内容や時間の適切な配分、実施状況に基づく改善などを通してカリキュラムマネジメントの推進を図っています。各校の実態を踏まえ、特色ある取組を行いながら、思考力・判断力・表現力を高めるための工夫を各教科等で指導の取組に位置づけております。

次に「健全育成」についてです。各学校、各園では挨拶運動、ボランティア活動、縦割り班活動、部活動等の場面を、人間関係を築く力や集団活動を通して社会性を育成する場として捉え、さまざまな人とかかわる中で人間関係を構築する力を育むことを狙いとしています。

また生命尊重の心や自尊感情、自己肯定感を醸成するために、各校において人権教育や道徳教育の充実を図っております。小学校においては「特別の教科 道徳」として、本年度より全体計画・年間指導計画を刷新するとともに、学校の教育活動全体を通して道徳教育を進めていく上で必要となる計画、いわゆる別葉を作成し、自校の道徳教育の特色や重点を教育活動全体でどのように実践していくか、計画・実施していきます。

いじめ問題につきましては、どの学校にも、どの学級にも、どの幼児・児童・生徒にも起こり得るものであるという基本認識に立ち、心の教育の充実を図るとともに、いじめは人間として絶対に許されないという認識を徹底させる指導を行っております。

最後に「体力の向上と健康の保持増進」についてです。幼稚園・小・中学校いずれも体力向上・食に関する指導をしております。小・中学校等に体力調査結果の分析等を活用しながら、小学校では持久走やロープチャレンジ等に取組、中学校では保健体育科の授業の改善に努めております。各校において運動の日常化を図る取組を推進し、体力の向上を図るとともに食物アレルギーに関する知識を深め、正しく理解する指導を進めております。

平成30年度の教育課程では、社会に開かれた教育課程としての地域社会との連携や共同、主体的・対話的で深い学びについて触れている学校が多くありました。今後指導室としましては、各学校の教育活動や学習生活指導が一層充実するよう、教育課程の進行会議を行うとともに、学校訪問や研修会等の運営を通して支援してまいります。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長（浅沼昭夫君） この件につきましてご質問、ご意見はございますか。

委員（齋藤裕吉君） 大変な資料をきれいに整理して、今の報告もなかなかわかりやすかったかと思います。ありがとうございました。

2つお聞きします。説明の中で、教育を語る会を全校で今年からやるという話がありましたけれども、そのことについてもう少し説明していただけるといいかと。例えば全都的な取組の一環なのか、本市独自の取組なのかと。それから何と言っても新しい教育課程への移行というのは、1つの大きなハードルが時数の確保ですよね。この点で各校、いただいた資料の中には時数の確保にかかわるものがないのですけれども、どのような工夫というか取組をしようとしているのか、特徴的なところを教えてくださいたいと思います。

指導主事（田中繁広君） 地域懇談会、教育を語る会につきましては、本市独自ということで実施していくものでございます。それと時数の確保につきましては、小学校については9回の土曜授業を設定し、また来年度から中学校も土曜授業の設定がなされるということになっていきますので、そういったところで確実に授業を確保していくところでございます。

教育長（浅沼昭夫君） もう少し詳しく、趣旨と言いますか、こういう狙いでこういうふうにしましたということをお願いできますか。

教育部副参事兼指導室長（伊藤 聡君） 教育を語る会でございますが、昨年度までは市全体で一括して集まってやっていたものです。それを授業時数の確保とかいろいろな面から、各学校で自主的に実施する、学校独自の課題に即した語る会を実施するというので、それぞれの学校ごとに実施する形に今年度から変えたものです。やり方については学校ごとに工夫してくださいということなので、中学校区で全部集まって語る会をやるという校区もありますし、1校ごとでやる学校もあるというような形で今年度は実施することになっています。

委員（齋藤裕吉君） 時数のほうはそうでしょうけれども、もう少し具体例も含めて、どこの学校も苦勞なく確保できたのかどうなのか、その辺の状況をもう少し聞かせていただければと思った質問です。各学校とも標準日数を確保するのは、数字的には大体そうやって返ってきますよね。それは分かるのですけれども、その裏にある様子をもうちょっと聞かせていただければということですね。

教育部副参事兼指導室長（伊藤 聡君） 9回の土曜授業の設定ですが、各学校おおよそ月1回ずつ、もう4月から始まっています、早いところは4月7日土曜日に実施しているところもございました。それで土曜1回につき3時間もしくは4時間の授業をしていますので、それでおおよそ年間20数時間の確保になります。また本年度から給食の回数を小学校は増やしまして、午後の授業ができる日を増やしたために、それもまた授業時数の確保につながっているところがございます。

ただ今年度から、例えば社会科見学やその他行事の教育課程上の取扱いについてはかなり厳格に取り扱っていますので、行事の時数が増えたところもかなりあるところですが、それでもクリアはできています。

委員（齋藤裕吉君） 土曜日を授業日とする、原則としてということで、これまで取組を行ってきたわけですがけれども、本件は大体そのとおり行われているという理解でよろしいですか。

教育部副参事兼指導室長（伊藤 聡君） 原則9回ということで、土曜日に授業を実施する方向で全ての学校が対応しております。

教育長（浅沼昭夫君） それではほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告・連絡（3）について了承といたします。

寄附の採納及び感謝状の贈呈について

国史跡武蔵国府跡（国司館地区）史跡広場プレオープンのお知らせについて

平成30年度ふるさと府中歴史館くらやみ祭展

「くらやみ祭の歴史と民族」の開催について

教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（4）から（6）までを一括してふるさと文化財課

お願いします。

ふるさと文化財課長補佐（大川 享君） それではふるさと文化財課から報告事項（４）から（６）までの３件を一括してご報告いたします。

まず報告（４）寄附の採納及び感謝状の贈呈について、資料４に基づきましてご報告します。本寄附につきましては、市内にある天文機器の製造事業者である株式会社五藤光学研究所から、同社の創業９０周年に伴う本市への貢献事業の一環として、郷土の森博物館、プラネタリウムの改修工事で更新する光学式プラネタリウム機を寄附する旨の申出があったことから、この寄附を市として採納したものです。寄附採納先は府中市郷土の森博物館でございます。

次に寄附品名等でございますが、製品名は「光学式プラネタリウム『ケイロン３』」で、恒星投影機一式及び太陽・月・惑星投影機一式でございます。光学式プラネタリウム「ケイロン３」は、肉眼で見ることが可能な約９，５００個の主恒星を固有の色で再現できる調光機能、１７．５等級までの約１億個の恒星により天の川の構造を再現できる調光機能、３００以上の星雲星団を忠実に再現できる調光機能、低維持費を実現できる高機能ＬＥＤ光源を備えた国内でも最先端のプラネタリウム投影機です。

次に寄附者でございますが、先ほどご紹介させていただきました株式会社五藤光学研究所取締役社長五藤信隆氏でございます。

続きまして受領日ですが、株式会社五藤光学研究所から寄附の申出は、既に昨年の６月の段階で表明いただいておりますが、本年４月１３日に寄附をいただいた光学式プラネタリウム投影機の設置が完了し使用可能な状態となりましたので、同日を受領日としたものでございます。

なお、感謝状につきましては５月１日のプラネタリウムリニューアル式典の中で贈呈させていただきます予定です。

報告（４）の説明は以上です。

続きまして報告（５）国史跡武蔵国府跡（国司館地区）史跡広場プレオープンのお知らせについて、資料５に基づきましてご報告いたします。４月２日に国史跡武蔵国府跡（国司館地区）史跡広場がプレオープンいたしました。この史跡広場は、今から１，３００年ほど前に武蔵国府の国司館が、さらに今から４３０年ほど前には徳川家康の府中御殿が置かれた、府中市の歴史を象徴する国の史跡です。なお、国司館の復元模型と徳川家康府中御殿を含めたＣＧ復元の整備が竣工する本年１１月がグランドオープンの予定となっております。今回はプレオープンという形で開園させていただいたものでございます。所在地等は資料に記載のとおりでございます。

続きまして報告（６）平成３０年度ふるさと府中歴史館くらやみ祭展「くらやみ祭の歴史と民俗」の開催について、資料６に基づきましてご報告いたします。ふるさと府中歴史館は、市内外から多くの観光客が本市を訪れる大國魂神社例大祭の時期に合わせ、多くの方々に府中市の歴史や文化に親しんでいただくため、くらやみ祭に関する資料を毎年展示しているものでございます。開催期間は５月６日日曜日までで、会場はふるさと府中歴史館１階、国府資料展示室です。会期中の５月４日金曜日祝日午前１０時からと午後３時には、当館学芸員による展示解説を行います。さらに同日午後２時から「くらやみ祭を支える人々」と題し、

画家の綾部好男氏と府中市郷土の森博物館館長小野一之氏によるギャラリートークを開催する予定でございます。また子ども向けワークショップを会期中の土曜日・日曜日と5月5日を除く祝日の午前9時30分から午後4時30分でしおりづくりなどの体験や、土器に触れるコーナーを実施いたします。ぜひご来場いただきたくご案内申し上げます。

報告は以上でございます。

教育長（浅沼昭夫君） この3件につきまして、ご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

それでは、報告・連絡（4）から（6）までについて了承いたします。

市史編さん刊行物の発行について

教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（7）をふるさと文化財課、お願いします。

市史編纂担当主幹（英 太郎君） 市史編さん刊行物の発行について、2件ご報告いたします。1件目は「府中市史編さんだより」第5号の発行についてでございます。お手元にお配りいたしました資料の7をご覧ください。今回は表紙の「ふちゅう温故知新」では浅間山周辺の旧地名の「人見」を取り上げ、2ページからの部会長インタビューでは近現代専門部会長の新井勝紘先生にお話を伺いました。4ページから7ページでは講演会の概要、各部会の活動内容について紹介、また8ページからの資料調査では、お世話になりました市民の紹介コーナーで、元都立高校の先生で現在は府中市史談会などでご活躍の菊地幹雄さんに登場していただきました。この編さんだよりにつきましては、ふるさと府中歴史館を始め主な市の施設でお配りするほか、各小中学校でもお送りしております。

次に今回の市史編さん事業では、最初の書籍となる「民俗分野報告書（一）ライフヒストリーふちゅう」が完成いたしましたのでご報告いたします。お手元の報告書をご覧ください。報告書では29組、34名の市民のヒストリーを「まつり」、「職人」、「つくる」、「商う」、「根付く」という5つのテーマに分けて編集しております。市民の方の個人史の語りを通し、地域で暮らす人々の多様な姿を理解することで、府中の生活文化の有り様を知ることができます。この報告書の作成に当たっては、まず民俗専門部会の委員に、市内でさまざまな仕事をされてきた市民から話者を選んでいただいて直接聞き取り調査を行っていただき、調査内容を報告文として執筆していただきました。本書につきましては、ご協力いただきました関係の市民、図書館、小・中学校関係機関にお送りするとともに、5月下旬からふるさと府中歴史館や市政情報センターなどの施設で1,200円で頒布する予定でございます。

教育長（浅沼昭夫君） 何かご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

委員（齋藤裕吉君） 「ライフヒストリーふちゅう」、これは今日いただいたばかりで中身は果たしてわからないのですけれども、民俗学的な資料収集の手法としてこのような、例えば地域当たりの記録とか、そういう手法に則った刊行物と理解してよろしいですか。

市編纂担当主幹（英 太郎君） 今回のライフヒストリーは民俗学的な手法としては新しい手法だそうでございます。市民の聞き取りから情報を収集しまして、世相とか暮らしてきた歴史を直接お聞きする中から歴史を見出していこうという、新しい手法だそうございまして、民俗学の最先端の手法の1つと聞いております。こうした報告書を今後も発行いたしまして、最終的に通史編につないでいこうということで、民俗学の報告を進めてまいります。

また民俗学以外のジャンルにつきましても現在資料収集を進めておりまして、続刊を今後も発行していく予定でございます。

委員（齋藤裕吉君） わかりました。ぜひ生身の暮らしてきた人が直接自分の体を通してものを語っていただくというものの記録というのは、きっとすごく意味のあるものではないかと私は思うのですけれども、そういう点でも言ってみれば学術的な根拠のある記録の残し方というお話がありましたけれども、していただくことはとても大事なことだと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。

それでは報告・連絡（7）についての了承といたします。

平成30年度府中市立小中学校美術鑑賞教室の実施について

「長谷川利行展」の開催について

教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（8）から（9）までを一括して美術館、お願ひします。

美術館副館長補佐（志賀秀孝君） 報告・連絡事項の（8）及び（9）について、美術館より一括ご報告させていただきます。まず美術館からお手元の資料8に基づき、「平成30年度府中市立小中学校美術鑑賞教室の実施について」、ご説明申しあげます。なお、本日の資料として、本文のほかに委員の皆様には「平成30年度美術館年間スケジュール」と昨年度の「美術鑑賞の手引き」、小学校版と中学校版を参考までにお配りしてございます。

まず初めに、本事業の「目的」でございますが、「府中市美術館での展示作品の鑑賞を通して、美術に対する関心を高め、豊かな情操を養うとともに、自らが主体的に意欲や興味をもって鑑賞する態度を育てる」こととしております。

2「主催」は府中市教育委員会を始め、記載のとおりでございます。

3「対象」は（1）府中市立小学校は、各学校が決定する第4・5・6学年のいずれかの学年の全児童、（2）府中市立中学校は、第1学年の全生徒。

4「日程」でございますが、（1）府中市立小学校は別紙のとおり予定しております。（2）府中市立中学校は5月1日から翌年2月末日までの間で、各学校が設定する期間中1回となっております。

5「会場」は府中市美術館でございます。

6「鑑賞方法」でございますが、（1）小学校は当該学年の学級担任の教諭・図画工作専科教諭等が引率し、近隣校は徒歩で、その他の学校は美術館借上げのバスにて学校の指定する希望日時に美術館を訪問していただき、到着後クラスごとに学芸員が説明を行うものでございます。本事業は2単位時間の図画工作の授業時数として扱ってございます。（2）中学校は、原則として各中学校が設定した期間の授業時間外に生徒が直接美術館を訪れ、自主的に鑑賞するものでございます。また教育課程に位置づけ、クラス単位等で鑑賞することも可能となっております。

7の「事前説明会」ですが、鑑賞教室を実施する前に各小学校の図画工作専科教諭に美術館においていただき、事前の指導や当日の内容、手順について毎回打ち合わせを行っております。中学校につきましても希望に応じ実施してございます。なお、今年度は天井改修工事

を予定しており、約半年間、9月3日から翌年3月15日まで全館休館となります。こうした状況の中、各小学校に日程調整をご協力いただき、全小学校での鑑賞教室の実施を予定できております。

次に、次ページの「平成29年度府中市立小中学校美術鑑賞教室実施結果」につきまして記載のとおりで、合計2,122児童に実施いたしました。なお、中学校の実施結果につきましては、美術館の受付に「鑑賞の手引き」を提示した数を参加者数としてございます。また市内の小中学校には別に「府中っ子学びのパスポート」による鑑賞制度もございますが、その数はここに含んでございません。

美術鑑賞教室についてのご説明は以上となります。

引き続きまして「企画展『長谷川利行展』の開催について」、美術館から資料9と展覧会チラシに基づきご報告申し上げます。5月19日土曜日から7月8日日曜日まで企画展「長谷川利行展 七色の東京」を開催いたします。観覧料は記載のとおりでございます。この企画展は広報の一層の効果拡大を期するため、観覧券の前売りをを行います。前売り券の観覧料は団体割引料金と同じ2割引きで、府中市美術館と府中の森芸術劇場のほか、全国のコンビニでも販売いたします。

チラシをお開きいただきますようお願いいたします。長谷川利行は関東大震災から太平洋戦争の直前にかけて強烈な個性を發揮した稀有の油彩画家でした。昭和初期の東京下町に暮らす無名の人々に自ら寄り添い、その有様を七色の輝きに満ちた筆で生き生きと描き出しました。京都に生まれ詩人を志し上京し、その後油彩画を独学で学び自己の内面を見つめ続け、貧困を極めた彼の破天荒な生活ぶりは有名で、浅草・山谷・新宿の簡易宿泊所を転々とし、ついに三河島の路上で倒れ板橋で孤独のうちに49歳の生涯を閉じました。このような孤独と苦悩の内にあった人生とは裏腹に、彼の描いた作品は極めて明るく、屈託も無駄もなく、短歌や俳句のような純粹明快な日本的絵画となりました。青年期に詩歌や短歌の道を目指し、本市ゆかりの正宗徳三郎の推薦などもあり、二科展や1930年協会展などでは早くから高い評価を受けておりました。放浪の画家という側面に加えて、今回の展覧会の調査によりまして、彼は大変理知的な画家であったことが判明いたしております。

国立美術館を始め全国から名品を収集し、18年前に開催されました「長谷川利行展」を払拭する大回顧展となっております。この展覧会は既に開催しております福島県立美術館、碧南市藤井達吉現代美術館、久留米市美術館、足利市立美術館と5つの公立美術館が共同企画し、当館が企画立案の中心となって幹事館として運営に当たり、150点の作品で構成するものでございます。チラシの裏面をご覧ください。会期中6回ほど作家や作品をわかりやすく説明する20分スライドレクチャーを行うとともに、監修者と本館学芸員が講演会を行います。また常設展では「江戸時代から現代まで」を開催し、第73回となります公開制作では府中ゆかりの画家金田実生の「青空と月」を開催いたします。会期中に市内小学校16校合計52クラスの鑑賞教室が予定されており、常設展示室において作品の見方、企画展示室においては芸術作品の多様性と、特に「長谷川利行展」では描かれた東京の魅力やそこに住む当時の人々の息遣いなど作品の鑑賞を楽しみながら、児童たちは学芸員とともに展示室を巡ることとなります。ぜひご覧いただきたくご案内申し上げます。

以上で説明を終わります。

教育長（浅沼昭夫君） この2件につきましてご質問、ご意見はございますか。

委員（齋藤裕吉君） ご説明いただいた資料8、4番の「日程」のところで、府中市立中学校が「5月1日から2月末日までの間」と記載されているのですけれども、先ほど説明の中で、もう9月から3月下旬までずっと閉館と説明がありましたので、これは平成30年度の計画ですから実施について、ここはそれを明記したほうがいいのではないかなと思うのですけれども、2月末日までの間と書いてしまいますと、これが例えば美術の先生の手に渡ると、こう書いてあるではないかということになりますので、そこは今年度に限っては例えば8月までとか8月いっぱいとか、そう明記しておいたほうが誤解がないのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

美術館副館長補佐（志賀秀孝君） 例年5月から2月末日までという期間の中でご自由に設定いただくという意味で明記してございましたけれども、委員ご指摘のとおり今年度は半年間の休館でございますので、そのことが分かるような表記に改めたいと思います。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。特に学校に説明するときは誤解のないように。

美術館副館長補佐（志賀秀孝君） 実際例年5月から2月なのですが、毎年全学校が夏休み期間中に設定されておりまして、実質はもう全中学校には夏休み中に来ていただいているという実情がございまして、今年も全校が夏休みに設定していただいております。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。

委員（齋藤裕吉君） はい。

教育長（浅沼昭夫君） ほかにご質問、ご意見はいかがでしょうか。

それでは報告・連絡（8）（9）について了承いたします。

その他

教育長（浅沼昭夫君） 日程第5、その他ですが、何がございませぬか。

教育長報告

教育長（浅沼昭夫君） 続いて日程第6、教育長報告に移ります。活動状況については別紙の「平成30年第4回教育委員会定例会 教育委員会活動報告書」のとおりでございます。なお、この報告者は平成30年3月17日から平成30年4月13日までの活動内容となっております。

私からは特段報告することはございません。以上です。

教育委員報告

教育長（浅沼昭夫君） 日程第7、教育委員報告に移ります。活動状況につきましては別紙のとおりでございます。

まず、崎山委員、お願いいたします。

委員（崎山 弘君） 年度が改まる4月は、新入生を迎え入れる入学式、新規採用された方々への辞令伝達式など、新しい生活が始まる人たちや進級に伴うクラス替え、人事異動による着任など、環境が変わる人たちもいて、何も変化のない自分にとっても新鮮な気持ちで過ごせる季節です。そんな中、ここ数年来、慣例となりましたが、4月3日の辞令伝達式

の後、教員初任者研修の1時間目として、新しく採用された先生方に「学校における急病時の対応」という講演を行いました。先生方は学校で子どもたちの命を預かっているということを実感できるように、府中市内での実例を通して、ぜひ先生たちに行ってもらいたい救急対応についてお話しさせていただきました。教育委員会並びに教育委員は、学校の先生方を支援する姿勢を持っていることもお伝えしたつもりです。少しでも若手教員の方々のお役に立っているようであれば幸いです。また、新たに教育委員会事務局に着任された方におかれましても、一緒に教育委員会の業務を遂行していきたいと願っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

私からは以上です。

教育長（浅沼昭夫君） 研修会、ありがとうございました。

続きまして齋藤委員、お願いします。

委員（齋藤裕吉君） まずは4月3日に行われました辞令伝達式に出席しての感想でございます。定まった形式にのっとっての進行であります。辞令を発する側と受ける側のこれからの業務にかかわる期待と決意というものが強く伝わってくる引き締まった雰囲気があり、新年度のスタートにふさわしい儀式であったと思っております。今年度はこれまでの成果を踏まえてさらに幾つもの課題があるわけでありまして、列席した私自身もこれからの業務に思いを投げ出すよい機会になりました。

次に4月5日木曜日ですけれども、府中市の美術館企画展「リアル 最大の奇抜」を觀賞してまいりました。ちょうどこの日は文化スポーツ部長、館長、副館長と偶然会場でお会いいたしました。ちょうど府中市の新規採用職員の皆様方の研修の一環ということで、27名の新規採用の方が来館して見学していらっしゃいました。私は館長や副館長の説明を、短い時間だったのですけれどもお聞きすることができまして、作品の見え方というのがちょっと違って来たようにそのとき思いました。美術作品というのは見たままに受けとめて味わうことも大事だろうと思っておりますけれども、その見方とか觀賞の仕方を教わることで、一層豊かに味わえるようになるのだということを感じることができました。

自分が現職の教諭のころは、「美術館ではどれか1つを自分のお気に入りとして選ぶとしたらという観点で見ると、鑑賞の仕方が違って来るよ」と子どもたちに語りかけたりしていたのですが、その意味でもわかりやすい作品の解説や、子ども向けの説明などはとてもよいと思えました。こういう施設が府中市にあることのすばらしさを改めて感じました。先ほど美術鑑賞教室の計画についての提案がありましたけれども、府中の子どもたちにとって非常に恵まれたこの文化的な施設環境を大いに生かしていきたいものだなと思った次第でございます。

以上です。

教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございました。続いて那須委員、お願いします。

委員（那須雅美君） 報告書裏面にありますとおり卒業式、入学式と出席いたしました。入学式のときにはソメイヨシノは葉桜でしたけれども、校門前の入学式の看板の前には記念写真を撮るご家族の行列が例年どおりあり、とても微笑ましかったです。つい2、3週間前に卒園式、卒業式を終えたばかりの子どもたちは慣れないランドセルを背負って、あるいは標準服に身を包み入学式に望むわけですが、春休みという短い期間に子どもたちなりにそれ

ぞれ新しく始まる上級学校生活への心の準備を整えたように見受けられました。

その春休みに交通安全教育の必要性を感じたこととお話したいと思います。国道20号線、甲州街道ですね。その車道に自転車ナビマークが描かれてあるのを皆さんもお気づきだと思います。ここからはこの光景を想像しながらお聞き願いたいのですが、ある日小学校高学年ぐらいの児童5人前後のグループだったと思いますけれども、そのグループが甲州街道の歩道を自転車で走行していました。その一団の前方に歩行者がいることに気づいた先頭の児童が、その歩道はすごく狭かったので、走行を継続するために歩道から車道に出たのを目にしました。恐らく歩道は歩行者優先だという知識があったのでしょうか。後方からの車に十分な注意を払わず、ひたすら先頭の子について後続の子どもたちも迷わず車道に出ました。きっと1人なら歩道の走行を続けたと思いますが、グループ行動の悪い点です。みんながこぎ続ける中で後続の子が「車道を走っていいの？」と先頭の子に問うと、先頭の子は「だってこのマークは走っていいということだから大丈夫だ」と答えておりました。

この場面だけでもヒヤッとしたのですが、さらにその先、甲州街道と細い道との交差点で、進行方向の信号が赤なのに何の躊躇もなく交差点を超え、また歩道に戻りそのまま走り去って行きました。細い道を渡るとき、ふだん歩道を通行中にはひょっとすると多少車に注意を払いながらも、深く考えず赤信号を無視して渡っているのかもしれませんが、もちろんそれ自体はやってはいけない危ないことなのですが、それと同じ感覚で交通量の多い広いあの甲州街道というところを、スピードを出して車道を自転車で走行しているときに、周囲の確認もせず交差点を横断してしまうということは大事故につながりかねないの言うまでもありません。こうして言葉にして状況を説明すると長いですがけれども、実際はほんの一瞬の出来事でした。

近年自転車利用時の規則が改訂され、我々大人でも詳細にわたりきちんとその内容を理解できているかどうか、正直疑問が残るところですので、子どもたちはなおさら理解が不十分なのではないでしょうか。車道にナビマークがあることで、車道を自転車で走行することに対して、子どもたち自身が間違った安心感を覚えていることも危惧されます。命にかかわることですので、ご家庭で教えていただくことはもちろん必要です。加えて各学校において、教育活動の現場を通じて子どもたちが安全に行動できる態度や能力を養っていただきたいと思うと同時に、学校に負担がかかり過ぎないように教育委員会として警察等に働きかけて、交通安全学習のためのツールや方法を各校に示すなど、事務局の皆様には対応をご検討いただきたいと思います。

先ほど「報告・連絡」の中で今年度の児童・生徒数の報告がありましたけれども、1万9,000名を超える市内公立の幼児・児童・生徒が安全にこの1年を送れることを願います。

以上です。

教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。続きまして松田委員、お願いします。

委員（松田 努君） 私は3月にスポーツ省が運動部活動に関する総合的なガイドラインを策定したと思いますけれども、部活動について話したいと思います。それには週に2日以上以上の休養日の設定や、平日2時間休日3時間程度といった活動時間が示されていると思いますけれども、このとおりに活動したら今までとあまり変わらない部活もあると思いますし、

また生徒たちは部活以外の時間がとれ、顧問の先生の負担軽減になる部活もいろいろあると思います。この時間や休養日などは人によって感覚は違うと思いますし、日本の部活動がよい方向に少しずつ変わろうとしているのではないかと私は感じています。一昔前の話ですし、自分が経験したり聞いたりしたからそう思うだけかもしれませんが、部活動のマイナスのイメージはやはり練習時間が長いたとか休みがないとか、また熱血指導が行き過ぎた指導になってしまうとか、よく言う根性論だけのパワハラまがいの指導だとか、こんなことはごく一部の話だけで、普通はそんなことないと思うのですけれども、このようなマイナスのイメージが確かにずっと続いて、日本の根性論というかそれが有名になっていますけれども、レスリングのパワハラとかああいうものにつながる、そういうふうに思われるのは嫌なのですけれども、そういう感じになってしまうと思います。

このガイドラインは、地域との連携にも触れています。なかなか難しいところかもしれませんが、府中市も地域との連携により、生徒たちそれぞれニーズが違ふと思いますけれども、それに答えられる環境が整えられたらいいと期待しています。部活動そのものは、私は特に運動部ですけれども、運動だけでなく人として成長できることもすごく多いものだと思いますし、これを機により効率的なものになっていったらいいと思います。

以上です。

教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。

それでは、これで平成30年第4回府中市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後4時20分閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証
するため、ここに署名する。

平成30年8月3日

府中市教育委員会教育長

浅沼 昭夫

府中市教育委員会委員

齋藤 裕吉